

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会教育長から令和元年6月11日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年7月23日

山形県監査委員 小 野 幸 作
山形県監査委員 木 村 忠 三
山形県監査委員 武 田 一 夫
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
楯岡特別支援学校	前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないものがある。	諸手当の算定について、決裁時に積算根拠等のメモ書きを添付し、事務担当者以外も内容確認ができるよう、チェック体制を強化した。また、楯岡特別支援学校本校及び分校（寒河江校・大江校）の事務担当者間で相互に計算結果を確認する体制を整備した。